



5月23日、6月からの水泳学習を前に、職員研修として救急救命法講習会を実施しました。夏休みには、PTAによるプール開放もあるとのことで、講習会には保護者の方々も参加されました。講師として、日本赤十字社熊本県支部の江上詩帆様にお越しいただき、講話を受けたり心肺蘇生法の実技を行ったりしました。命を救うためには、通報から救急車が到着するまでに、その場にいる者が的確に対応することが鍵になるとされています。参加者全員が、命を救うための講習に真剣に取り組みました。



6月6日のチャリティーバザー、ご協力ありがとうございました。収益金7310円の使途は、5・6年生が考えて、久木野のために使わせていただきます。

県内すべての小・中・高では、6月を「心のきずなを深める月間」といじめを許さない学校・学級を目指して」として様々な取組を進めています。

本校では、各学級で人権に関する学習を行っていますが、日頃から児童の企画による昼休みの全員遊びなど、12人のきずなが深まるような活動も行っています。

これからも自分のことも、以外の人のことも大切にできる、そんな久木野小の児童であってほしいと思っています。

## 救急救命法講習会

### 心のきずなを深める月間



# 久木野小だより

第3号  
水俣市立  
久木野小学校  
文責:永田

7月の主な行事 (変更になる場合があります。)	
1日	体重測定
9日	委員会活動
11日	授業参観、懇談会、PTA定例会
15日	地区児童会
22日	PTAキャンプ
23日	1学期終業式



6月上旬に児童と職員でプール掃除を行い、17日にプール開きを行いました。当日は、梅雨の合間の蒸し暑い日で、絶好のプール開き日和でした。児童の様子から、久木野の澄んだ水での水泳学習を楽しみにしていたことがうかがえました。

## 水泳学習スタート

旧校舎お別れ式  
昭和54年度アルバムより



**学校教育目標**  
身に付けさせたい力  
校訓  
郷土を愛し、未来を拓く力を持った児童の育成  
かしこく  
たくましく  
心豊かに  
見通す力  
考える力  
表現する力  
粘り強く取り組む力  
守る力

学校にビワが  
たくさん実っています。保護者・  
地域の皆様、  
ご自由にお持ち  
帰りください。

※【裏面もご一読ください。】※

文字が多くて申し訳ございませんが、どうか  
ご一読ください。

## 教員の業務について（お願い）

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、下の表は、本校学級担任の平均的な勤務状況です。

※本来の勤務時間は 8:15-16:45 の 7 時間 45 分、休憩時間は 12:40-13:10 と 15:15-15:30 の計 45 分です。

【久木野小担任の 1 日】

	7:30 頃	出勤
	7:30- 8:15	授業準備、提出物・連絡帳確認 など
本来の勤務開始	8:15	健康観察・朝の会
	8:15- 8:30	
	8:30- 9:15	授業
	9:15- 9:25	授業準備
	9:25-10:10	授業
	10:10-10:20	授業準備
	10:20-11:05	授業
	11:05-11:15	授業準備
	11:15-12:00	授業
	12:00-12:40	給食指導（準備・片付けの指導を含む。そして自分は早食いで作品へのコメントや〇付け など）
本来は休憩時間	12:40-13:10	児童の遊びの見守り、午後の授業準備、学級事務 など
	13:10-13:25	業間活動指導（掃除、集会、一輪車 など）
	13:30-14:15	授業
	14:15-14:30	下校指導
	14:30-15:15	授業
本来は休憩時間	15:15-15:30	下校見送り、少し休憩
	15:30-16:30	会議、研修、授業準備、担任間の打合せ など
	16:30-16:45	授業準備、電話連絡、学級通信作成、担任間の打合せ、会議の提案文書作成、行事の準備、社会体育後の見送り など
本来は勤務終了	16:45	
	16:45-18:15	
	18:15 頃	退勤

休憩も十分に取れず 2 時間以上の超過です。勤務日ひと月 20 日とすると、40 時間以上の超過勤務となります。小学校は部活動がなくなりて以前より早く退勤するようになってはいますが、それでもなかなかサッとは帰れないのが実情です。また、複式学級担任なので授業の空き時間もなく、週当たり 30 コマを受け持っています。文科省が公表した 2022 年度における小学校教員の持ちコマ数の平均は 23.4 コマですが、本校職員は、それを大きくオーバーしています。それでも不満など口にすることもなく、子どもたちが下校するまでほとんど職員室にも戻ってきません。

左の例は、あくまでも平均的な状況ですので、これより朝早く出勤する者もいますし、さらに遅くまで仕事をする者や持ち帰って家で仕事をする者もいます。

「教員だけが忙しいのではない」というお声もあるかもしれません。もちろんそうだと思いますが、私が受けた働き方改革に関する研修では、超過勤務時間は、教員・医師（開業医ではなく勤務医）・霞が関の官僚、これら 3 種が突出しているとの話を聞きました。

教員の働き方の現状によって、心身の不調で休職する者が増え続けているとともに、若い世代の教員離れ（プライベートな時間がないからなりたくない、勉強を教えること以外の仕事が多すぎるからいやだ、また、教員になんでもすぐやめる）が加速しています（令和 8 年度 4 月採用に向けた今夏の熊本県小学校教員選考参考の志願倍率は、残念ながら 1.2 倍しかないとのことです）。教員の不足や教育の質の低下は、子どもたちはもちろんのこと、国の未来にもかかわる重大な問題です。

休職を防ぎ、教員離れに歯止めをかけるには、教員にプライベートな時間をしっかりと確保し、ゆとりをもって業務に当たることができるようにすること、そして、学校現場が魅力あるものに見え、選ばれる職業にしていくことが大切だと考えます。

また、超過勤務は命にかかわる問題でもあります。厚生労働省によると、脳・心疾患の発症と業務との関連性については、ひと月の時間外勤務がおおむね 45 時間を超えると「徐々に強まる」、80 時間を超えると「強い」とのことです。実際に私が同勤したがんばり屋で超過勤務の多かった教員（当時 50 歳）は、前日まで普通に過ごしていたのですが、急性大動脈解離をおこし、緊急手術で一命をとりとめました。

こういった病気のみならず、疲れた暗い顔で子どもたちの前に立つ教員は、子どもたちも保護者の皆様も望まれないと思います。加えて、ゆとりがなければ、創造的な教育はできないと考えます。子どもたちのため、教員のため、国の未来のため、教員のワークライフバランスをよりよくしていきたいと考えています。教員それぞれに家庭があり、大切な人がいます。

手前味噌ですが、本校職員は、毎日本當に誠実に業務に励んでいます。だからこそ、心身を病んだりすることがないように、家庭もプライベートな時間も大切にもらいたいと思っています。また、生き生きと働く本校職員の姿を見て、「自分も学校の先生になってみたい」と久木野小の子どもたちが思ってくれれば、なおうれしいです。

これまでご協力をいたしておりますが、勤務の適正化が一層進むように（本来の時間 8:15-16:45 での勤務に近づけるように）、校長としても努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

読みにくい文章を最後までお読みいただき、ありがとうございました。

水俣市立久木野小学校 校長 永田 博弥

以下は、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）【平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会】（抄）」から抜粋

基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減の可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調査	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価と成績処理 ⑫学校行事の準備 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

## 文部科学大臣メッセージ

### ～給特法等改正法の成立に当たり、国民の皆様へ～

本日、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律、いわゆる「給特法」等の改正法が成立いたしました。関係する皆様のこれまでのご支援に感謝申し上げます。

これまで、我が国の学校教育が世界的にも高い成果をあげてきたのは、子供たちのために日々尽力されている教師の皆様の献身的な努力と、地域や保護者の皆様をはじめ、子供たちを支えるすべての皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝と敬意を表します。

近年、学校・教師が担う業務が増加し、依然として長時間勤務の課題があります。文部科学省としても、現在の状況を改善しなければ、教師の担い手が失われ、教育の質の低下を招きかねないと強い危機感を抱いています。

「教育は人なり」と言われます。教育の要である教師の皆様が日々活き活きと子供たちに向き合い、その意欲と専門性を最大限に發揮できるよう、改革を加速して進める必要があります。

今回の法改正では、約50年ぶりとなる教員給与の引き上げを実現します。教師の高度専門職としての職責にふさわしい待遇とすることは、教師の社会的評価を高め、教育という営みそのものに対する敬意のある社会とするために必要なものです。

また、働き方改革の取組の「見える化」を実現し、様々な主体が協働して働き方改革を推進する仕組みを構築します。文部科学省は今後速やかに、働き方改革の具体的な方策を明らかにした指針を策定し、教育委員会や学校を支援してまいります。

さらに、学校の人員体制の充実に向けた教職員定数の計画的な改善や、学校や教師を不当な要求などから守り、安心して教育活動に専念のできる環境づくりなども進めます。

教師の皆様が、「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境を実現し、より多くの方々に教職を目指していただけるよう取り組んでまいります。

文部科学省は皆様と力を合わせて、この改革に取り組んでまいりたいと考えております。

取組を進めるにあたり、各教育委員会や学校が、最も重要な主体であることは言うまでもありません。関係者の皆様におかれましては、今回の法改正も契機として、より一層の改善に向けた取組をお願い申し上げます。

また、教育環境の整備は、地域総がかりで進めていただく必要があります。各地方公共団体の首長の皆様におかれましては、地域の将来を担う人材を育てる学校を支えるため、総合教育会議の場なども通じて、福祉部局等の関係部局や地域の皆様との連携・協働を促進いただくよう、切にお願い申し上げます。

そして、地域や保護者の皆様におかれましては、これまでもコミュニティ・スクールなどを通じて、学校の教育活動にご参画いただいていますが、教師が教師でなければできない業務に注力できるようにすることが、子供たちへのより良い教育につながることをぜひご理解いただき、さらなるご協力ををお願い申し上げます。

皆様方のより一層のご理解・ご協力を、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

令和7年（2025年）6月11日  
文部科学大臣 あべ 俊子